



以上の残業がありま
す。実際の労働条件と
異なっているので退職
を考えています。

A 求人広告やハ
ローワークに出

Q 県内の工場で
働き始めまし
た。求人広告には「残
業なし」と書かれてい
ましたが、毎日3時間
などに掲載されている
条件が異なるという相
談が増えています。



労働契約を結ぶ前に働く条件の確認を

条件は、賃金額や労働
時間は、賃金額や労働
時間に幅があります。
実際に労働契約を結ぶ
前に、具体的な労働条
件を会社側にしっかり
確認しておくことが重
要です。

また労働基準法で
は、会社は労働契約の
締結に際し、労働者に
対して①雇用期間②雇
用期間が決まっている
場合は更新の基準③勤
務地や業務内容④勤務
時間や休憩時間、休日
など⑤賃金額の計算方
法、支払いの時期⑥退
職や解雇に関する事項
の6項目について書
面で交付しなければな
らないと決められてい
ます。

労働条件については
労働基準部監督課また
は職業安定部職業安定
課へ問い合わせしてく
ださい。

鳥取労働局労働基準部監督課 電話 0857-29-1703
職業安定部職業安定課 電話 0857-29-1707